

●香川県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年11月17日から同年12月7日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 大 山 智

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 富田西鴨庄線（140号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町神前字遊良 1783番2地先から さぬき市寒川町神前字遊良 1778番2地先まで	11.6~12.8	72	平成25年4月5日付け香川県告示第195号の一部

- 4 供用開始の期日 令和5年11月17日